

福岡広域都市計画事業
筑紫駅西口土地区画整理事業

住所変更等手続きの手引き



令和6年4月改訂版



筑紫野市 建設部 都市計画課

目 次

1. 新町界・町名図	4
2. 皆さまにお届けするもの	5
3. 土地の地番について	6
4. 住所の表示について	6
5. 住所変更の手続きについて	7
① 住所変更の手続きが必要なもの	7
② 住所変更の手続きが必要ないもの	10
6. 登記の手続きについて	12
① 不動産(土地・建物等)登記の住所変更手続きについて	12
② 法人登記の所在地変更手続きについて	13
③ 保留地の登記簿について	14
7. 「住所の表示変更のお知らせはがき」について	15
8. その他	16

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号
筑紫野市役所 建設部/都市計画課/開発担当
☎ 092-923-1111(市役所代表) Fax 092-923-7979

お問い合わせは
こちらまで



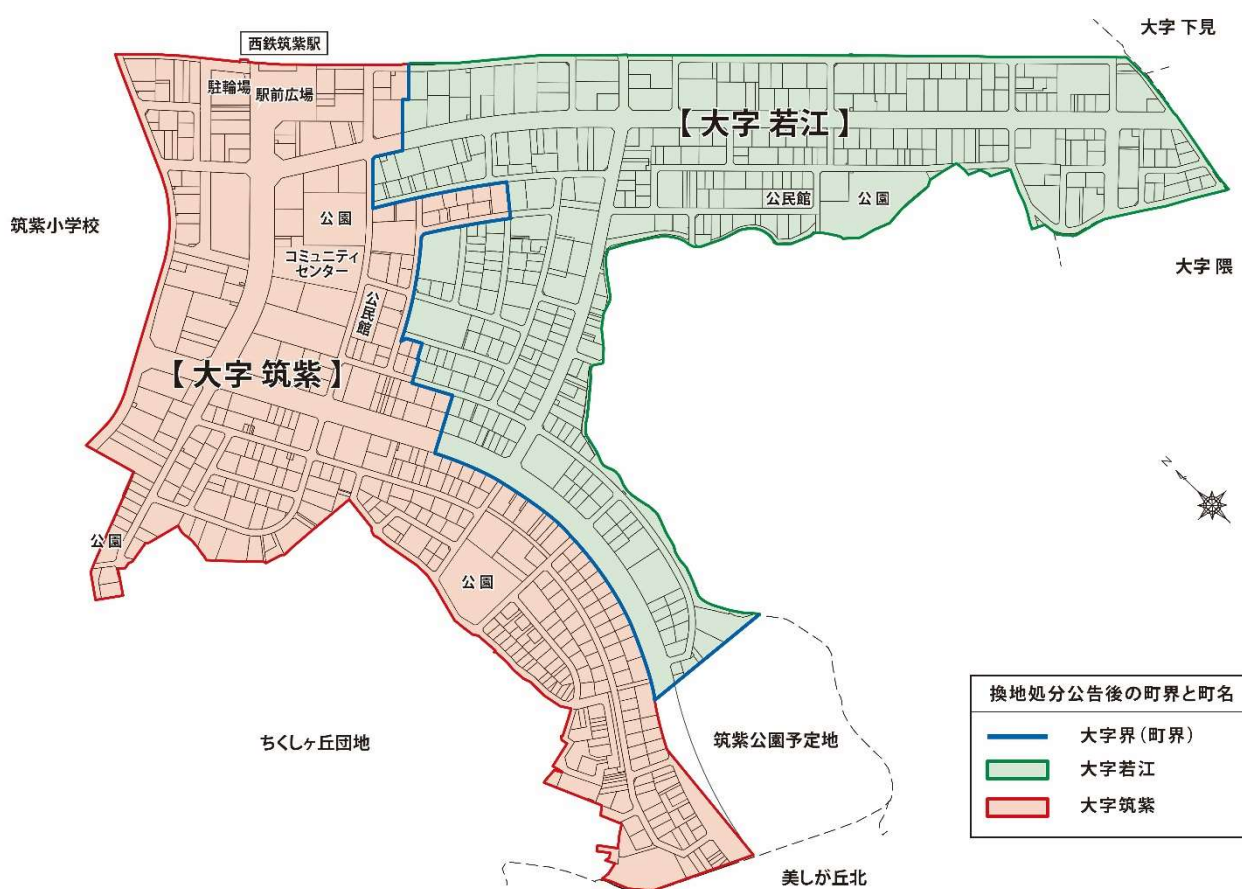
はじめに

筑紫野市が施行している「福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業」は、区域内の道路や宅地の造成工事が全て完了し、令和6年5月17日に「換地処分の公告」が行われます。

この「換地処分の公告」の翌日である令和6年5月18日から、事業区域内の土地の地番や住所が一新されるため、皆さまにおいて住所変更等の手続きが必要になってきます。

この手引きでは、地番や住所の変更に伴い必要になる主な手続きについてまとめましたので、皆さまご自身にあてはまる項目や内容をご確認いただき、変更手続きの一助としてご活用いただけると幸いです。

1 新町界・町名図



2

皆さまにお届けするもの

■ これまでにお届けしたもの

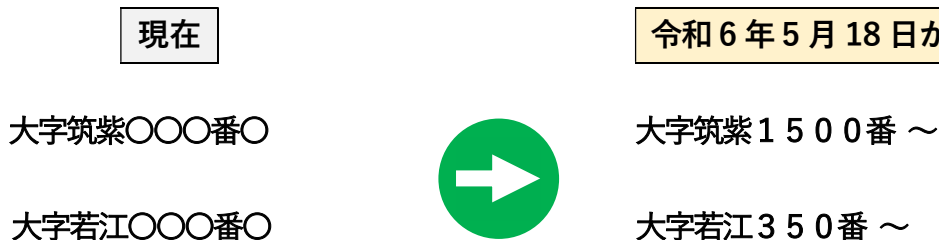
筑紫駅西口土地区画整理事業 区域内の住民の皆さまへ (住所変更のお知らせ)	住所変更に伴う新しい住所（現時点では予定の住所）をお知らせするものです。 ※令和6年5月1日以降に転入された方には送っていません。
住所変更等手続きの手引き	現在ご覧いただいているこの冊子のことです。 住所変更に伴い、ぜひ皆さまに確認していただきたいことや、住所変更手続き、登記に関する説明を記載しています。
換地処分通知 土地所有者の方のみに 別途、発送しています	「換地処分の公告」により確定する新たな土地の地番や地積、権利や清算金を明記した通知書です。 ※「換地処分の公告」日は、「換地処分の通知」日ではありませんのでご注意ください。

■ 令和6年5月20日以降に発送するもの

住所変更通知書	「換地処分の公告」により確定した、新しい住所を記載した通知書です。
証 明 書 (住所の変更を証明するもの)	現在の住所から新しい住所に変わったことを証明するものです。 運転免許証や許可証などの住所変更手続きのほか、登記名義人の住所変更、法人等の所在地変更手続きに利用できます。 世帯あたり5枚郵送する予定です。 不足する場合は、令和6年5月20日から市役所の市民課窓口にて無料で発行します。

3 土地の地番について

筑紫駅西口土地区画整理事業の事業区域である大字筑紫と大字若江の各一部（32.5ヘクタール）で「換地処分の公告」日の翌日である **令和6年5月18日**から、土地の地番が新しくなります。

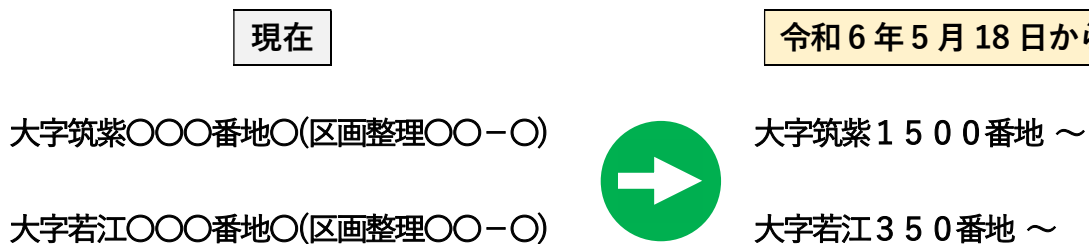


※ 町名は「大字筑紫」と「大字若江」を引き続き使用します。

※ 「大字筑紫」と「大字若江」の字界の見直しにより、町名が変わる場所があります。

4 住所の表示について

土地の地番が新しくなるため、**令和6年5月18日**から、住所の表示も変わります。



※ 町名は「大字筑紫」と「大字若江」を引き続き使用します。

※ 「大字筑紫」と「大字若江」の字界の見直しにより、町名が変わる場所があります。

※ マンションやアパート等の集合住宅にお住まいの方の住所も新しくなります。

5 住所変更の手続きについて

① 住所変更の手続きが必要なもの

◆ 市役所でのお手続き(早めの変更手続きをお願いします。)

住民登録関係



項 目	必要書類など
☐ 住民基本台帳カード ☐ マイナンバーカード (個人番号カード)	・左の項目の欄に記載のもの 市でカードに新住所の追記をしますので、市民課窓口へご持参ください。 暗証番号(6桁以上のもものと4桁のもの2種類)の入力作業があります。 【届出・問合せ先】市民課
☐ 在留カードおよび特別永住者証明書	・左の項目の欄に記載のもの 外国人住民の方は市でカードに新住所を追記しますので、市民課窓口へご持参ください。 【届出・問合せ先】市民課

医療・福祉関係



項 目	必要書類など
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 自立支援医療受給者証	・左の項目の欄に記載のもの 住所変更手続きが必要ですので、生活福祉課/障がい者福祉担当窓口へご持参ください。 【届出・問合せ先】生活福祉課/障がい者福祉担当
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書	・左の項目の欄に記載のもの 証書をお持ちの方はこども政策課窓口へご持参いただくか、住所をご自身で手書きで変更してください。 【届出・問合せ先】こども政策課
☐ 子ども医療証 ☐ ひとり親家庭等医療証 ☐ 重度障がい者医療証	・左の項目の欄に記載のもの 変更前の住所のままで、引き続きご使用いただけますが、変更されたい方は、健康保険証と各医療証を国保年金課窓口へご持参ください。 【届出・問合せ先】国保年金課/医療年金担当

- ✓ ご不明な点は、届出・問合せ先に直接ご確認ください。
- ✓ 代理人がお手続きされる場合は、届出・問合せ先へ事前にご確認ください。
- ✓ 市役所の各担当課へお問合せの際は、☎ 092-923-1111 におかけください。

◆ **市役所以外**でのお手続き(早めの変更手続きをお願いします。)

自動車関係



項 目	必要書類など
☐ 自動車運転免許証 ☐ 運転経歴証明書	・左の項目の欄に記載のもの ・市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの) 詳しくは、届出・問合せ先にご確認ください。
	【届出・問合せ先】 筑紫野警察署 ☎ 092-929-0110 または、県内の各警察署や各運転免許試験場(受付時間/9:00～16:00)
☐ 自動車検査証 [普通自動車・小型二輪(250cc 超)] ☐ 軽自動車届出済証 [軽二輪(125cc 超～250cc 以下)]	・左の項目の欄に記載のもの ・市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの) 所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更がありますので、届出・問合せ先にご確認のうえ、手続きをしてください。
	【届出・問合せ先】 九州運輸局福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078 ガイダンス 037 (受付時間/午前 8:45～11:45・午後 13:00～16:00)
☐ 軽四輪自動車	・左の項目の欄に記載のもの ・市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの) 所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更がありますので、届出・問合せ先にご確認のうえ、手続きをしてください。
	【届出・問合せ先】 軽自動車検査協会福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750 (受付時間/午前 8:45～11:45・午後 13:00～16:00)

登記関係



項 目	必要書類など
☐ 土地・建物等不動産所有者の住所変更登記(権利部のみ)	不動産に関する登記事務の停止が解除された後に手続きを行ってください。詳しくは、12 ページをご覧ください。
☐ 会社等の法人の本店支店の所在地および代表者等の住所変更登記	令和 6 年 5 月 18 日から本店は 2 週間以内、支店は 3 週間以内に変更手続きを行ってください。 詳しくは、13 ページをご覧ください。 なお、本店所在地を管轄する法務局が福岡法務局以外の場合は、本店所在地を管轄する法務局にご確認ください。

年金関係

年金手帳

項 目	必要書類など
☐ 国民年金・厚生年金を受給されている方	日本年金機構にマイナンバーを届け出た方は原則として手続きは必要ありません。 ただし、日本年金機構にマイナンバーを届け出していない方、年金事務所に現況届を提出されている方は、手続きが必要です。詳しくは、届出・問合せ先にご確認ください。 【届出・問合せ先】 日本年金機構南福岡年金事務所 ☎ 092-552-6112 (受付時間/ 8:30～17:15 ※週初の開所日のみ～19:00)
☐ 厚生年金及び国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)	住所変更を勤務先へ届け出てください。 【届出・問合せ先】 勤務先
☐ 共済年金を受給されている方	住所変更を共済組合に届け出てください。 【届出・問合せ先】 共済組合

幼稚園・保育園(所)



項 目	備 考
☐ 幼稚園への届出	それぞれの幼稚園・保育園(所)へ届け出てください。
☐ 保育園(所)への届出	【届出・問合せ先】 幼稚園・保育園(所)

そ の 他



項 目	必要書類など
☐ 図書館利用カード	来館時に届け出てください。 【届出・問合せ先】 市民図書館
☐ 電気、電話	届出・問合せ先にご確認のうえ、手続きをしてください。
☐ 銀行口座、クレジットカード、生命保険、火災保険、各種免許証や許可証など	

※ 市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの)は世帯あたり5枚郵送する予定です。不足する場合は、令和6年5月20日から市役所の市民課窓口にて無料で発行します。

※ 上記以外にも法令等により住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをお願いします。

② 住所変更の手続きが必要ないもの

◆ 市役所が職権(市役所の権限)で変更するもの

住 民 登 録 関 係

項 目	備 考
■ 住民基本台帳(住民票の写し等) ■ 印鑑登録原票(印鑑登録証明書)	手続きは必要ありません。 市役所が新住所に変更します。 【担当部署】 市民課

保 険 ・ 年 金 関 係

項 目	備 考
■ 国民健康保険 - 被保険者証 - 限度額適用認定証 - 特定疾病療養受療証 - はり・きゅう受療証	手続きは必要ありません。 そのまま引き続きご使用いただけます。 後日、市役所から新しい住所を記載した保険証等を郵送しますので、新しい保険証等が届きましたら、古いものは破棄してください。 【担当部署】 国保年金課/国保担当
■ 後期高齢者医療 - 被保険者証 - 限度額適用認定証 - 特定疾病療養受療証 - はり・きゅう受療証	手続きは必要ありません。 そのまま引き続きご使用いただけます。 後日、市役所から新しい住所を記載した保険証等を郵送しますので、新しい保険証等が届きましたら、古いものは同封の返信用封筒にてご返送ください。 【担当部署】 国保年金課/医療年金担当
■ 国民年金	原則、手続きは必要ありません。 ただし、国民年金第3号被保険者は配偶者の勤務先に届出が必要です。 【担当部署】 国保年金課/医療年金担当
■ 介護保険 - 被保険者証 - 負担割合証 - 限度額認定証	手続きは必要ありません。 そのまま引き続きご使用いただけます。 後日、市役所から新しい住所を記載した保険証等を郵送しますので、新しい保険証等が届きましたら、古いものは破棄してください。 【担当部署】 高齢者支援課/介護保険担当

市 税 関 係

項 目	備 考
■ 原動機付自転車(125cc 以下) および小型特殊自動車の所有者 の住所	手続きは必要ありません。 【担当部署】 税務課/市民税担当
■ 未登記家屋の所在地	手続きは必要ありません。 【担当部署】 税務課/固定資産税担当

子育て・小中学校

項 目	備 考
■ 市立の小中学校への届出	手続きは必要ありません。 私立の小中学校に通っている場合は、それぞれの学校 へ確認してください。 【担当部署】 学校教育課
■ 児童手当	手続きは必要ありません。 【担当部署】 こども政策課

その他

項 目	備 考
■ 水道・下水道の利用者の住所	手続きは必要ありません。 【担当部署】 上下水道料金総務課
■ 犬の所在地変更の届出	手続きは必要ありません。 【担当部署】 環境課

◆ その他の機関が個別に変更するもの

項 目	備 考
■ 土地登記簿(表題部) ■ 建物登記簿(表題部)	表題部についての手続きは必要ありません。 詳しくは 12 ページをご覧ください。 【担当機関】 福岡法務局筑紫支局
■ 都市ガスの利用者の住所	手続きは必要ありません。 【担当機関】 筑紫ガス

✓ ご不明な点は、担当部署や各機関に直接ご確認ください。

① 不動産(土地・建物等)登記の住所変更手続きについて

「区画整理の登記」として市が法務局へ嘱託登記を申請し、「換地処分の公告」日(令和6年5月17日)における権利内容に基づいて、土地登記簿の表題部(土地の所在、地番、地目、地積、原因及びその日付)や建物登記簿の表題部(主たる建物の所在および家屋番号)が書き換えられます。

一方で、登記簿の権利部は「区画整理の登記」の対象ではありませんので、登記名義人(所有者)の住所変更については、ご自身で手続きをしていただく必要があります。

様式例・1

表 題 部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	00000000000000
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在 特別区南都町一丁目		[余白]			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
101番	宅地	300.00	不詳 〔平成20年10月14日〕		
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎					
権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項		
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎		
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎		

青の枠線・・・区画整理の登記によって変更される箇所(表題部)

赤の枠線・・・区画整理の登記では変更されない箇所(権利部)

*** ご注意下さい ***

「区画整理の登記」に伴い、令和6年5月18日から一定期間(2ヶ月程度)事業区域内の不動産に関する登記事務が停止され、土地の分筆・合筆登記、所有権移転登記および住宅ローンなどの抵当権等の権利に関する登記や住所変更の登記など、不動産に関する一切の登記申請ができなくなります。「区画整理の登記」に伴う登記業務の停止が解除された後に、必要な手続きをしてください。

なお、「区画整理の登記」後は、法務局に備えられている公図が、区画整理事業以前のものから区画整理事業の成果を反映した新しい公図に更新されます。

※登記業務の停止解除については、市のホームページなどでお知らせします。

◆ 土地・建物等の登記簿の権利部の住所変更について

手続きの時期	不動産に関する登記事務の停止が解除された後
届出先	不動産を管轄する法務局 ※大字筑紫、大字若江地内の土地・建物については福岡法務局筑紫支局
申請者	土地及び家屋の所有者(個人または法人等の代表者)
提出書類等	① 登記申請書 ② 市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの) ③ 印鑑(届出印) ④ 委任状(代理人の場合) ※代理人による申請の場合は代理人の印鑑も必要となります。
登録免許税	手続きの際に市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの)を添付することで、登録免許税(登記手数料)が原則免除されます。 ※その他の理由で登録免許税がかかる場合があります。

② 法人登記の所在地変更手続きについて

令和 6 年 5 月 18 日から新しい地番に変わるため、会社法の規定により事業区域内の法人の所在地や役員の住所に関する登記内容を変更する必要があります。

◆ 法人等の所在地変更に必要なもの

手続きの時期	令和 6 年 5 月 18 日から 2 週間以内(支店は 3 週間以内)
届出先	本店または支店の所在地を管轄する法務局
申請者	法人等の代表者
提出書類等	① 登記申請書 ② 市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの) ③ 印鑑(届出印) ④ 委任状(代理人の場合) ※代理人による申請の場合は代理人の印鑑も必要となります。
登録免許税	手続きの際に市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの)を添付することで、登録免許税(登記手数料)が原則免除されます。 ※その他の理由で登録免許税がかかる場合があります。

◆ 法人等の役員の住所変更に必要なもの

手続きの時期	令和 6 年 5 月 18 日から 2 週間以内
届出先	本店所在地を管轄する法務局
申請者	法人等の代表者
提出書類等	① 登記申請書 ② 市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの) ③ 印鑑(届出印) ④ 委任状(代理人の場合) ※代理人による申請の場合は代理人の印鑑も必要となります。
登録免許税	手続きの際に市が発行する証明書(住所の変更を証明するもの)を添付することで、登録免許税(登記手数料)が原則免除されます。 ※その他の理由で登録免許税がかかる場合があります。

◆ 登記関手続きについてのお問合せ先

土地や建物等の不動産登記について	
福岡法務局 筑紫支局 〒818-8567 福岡県筑紫野市二日市中央 5 丁目 14 番 7 号 ☎ 092-922-2883	
法人登記について	
福岡法務局 法人登記部門 〒810-8513 福岡県福岡市中央区舞鶴 3 丁目 5 番 25 号 ☎ 092-721-9306	
※ 法務局では登記手続案内を行っていますが、予約制となっております。 詳しくは、事前に上記の支局や部門へご確認ください。	

③ 保留地の登記簿について

保留地については、登記簿の代わりに市が保管する保留地台帳で土地の情報を管理していましたが、区画整理の登記が完了した後は、ほかの土地と同様に法務局に登記簿が備え付けられます。

区画整理の登記が完了した後は、一旦、施行者である筑紫野市の名義で「所有権の保存登記」を行い、その後、保留地買受者ご自身で「所有権の移転登記」を行っていただきます。

- ✓ 「所有権移転登記」に関する諸費用は保留地購入者の負担となります。
- ✓ 保留地購入者の方へは、別途、手続き関係のお知らせをします。

7 「住所の表示変更のお知らせはがき」について

新しい住所をご親戚や関係者の方にお知らせしていただくための「住所の表示変更のお知らせはがき」が筑紫野郵便局から無料で提供されます。

ご希望の方は、令和6年5月18日から以下の施設でお求めください。

なお、「住所の表示変更のお知らせはがき」と合わせて「回収用封筒」を設置しますので、この封筒にはがきをまとめて封入して、お近くの郵便局にお持ち頂くか、ポストに投函してください。

お知らせはがきを設置する施設(令和6年5月18日から設置予定です。)

- ✓ 市役所1階の市民課
- ✓ 筑紫コミュニティセンター、筑紫公民館、若江公民館

【お知らせはがきの記入例】

住所の表示変更のお知らせ
拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、この度、筑紫野市施行の筑紫駅西口土地区画整理事業の換地処分に伴い、住所の表示が以下のとおりとなりましたので、お知らせします。
敬具
※次回から郵便をご利用される際は、新住所をお書きください。
(新住所)
〒 〇〇〇 〇〇〇〇
筑紫野市大字〇〇 〇〇〇番地
(氏 名) 〇〇 〇〇
※集合住宅等は、室番号までお書きください。

青の枠線内に差出人の氏名と新しい住所・郵便番号を記入してください。

※ このはがきは、切手を貼る必要はありません。

郵便番号について

「大字筑紫」、「大字若江」の郵便番号に変更はありません。

「大字筑紫」・・・〒818-0025

「大字若江」・・・〒818-0023

また、住所変更に伴う郵便物に関する郵便局へのお届けは必要ありません。

※「大字筑紫」と「大字若江」の町界の見直しにより、町名が変わる場所があります。

自治会について

自治会の区分変更はありません。

ごみの収集について

ごみの収集日・集積所は変わりません。

学区(小学校・中学校)について

学区が変わることはありません。

選挙投票区について

投票所が変わることはありません。

本籍地番について

自動で変更することはありません。

新しい住所と本籍地番を揃えたい方は令和6年5月18日以降に「転籍届」を届出する必要があります。詳細は、市役所の市民課へお問合せください。

戸籍附票について

本籍地が他市町村の場合、新住所が戸籍附票へ反映されるのに一定期間かかりますのでご注意ください。

土地区画整理法第76条申請について

令和6年5月18日からは、事業区域内で建築物や工作物を建築する際の土地区画整理法第76条に基づく申請は必要ありません。